

令和 年度 家屋敷・事業所課税に係る申告書

受付印

新城市長 あて

令和 年 月 日提出

新城市内に事務所・事業所・家屋敷を有していますので、市税条例第 36 条の 2 第 8 項の規定により、下記のとおり申告します。

納 税 義 務 者 (建 物 を 有 す る 方)	住民票のある 住所	〒		
	1/1 現在の 住所	(住民票のある住所と異なる場合のみ記入してください) 〒		
	フリガナ			
	氏 名	Ⓜ		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号	() —
	令和 年中 の 合計所得金額	円 確定申告書の控えや源泉徴収票などの コピーを添付してください。		
家 屋 敷 等 該 当 地	区 分	事務所・事業所・家屋敷 (該当するものを○印で囲んでください)		
	所在地	愛知県 新城市		
	職 業		フリガナ 屋号等	

*上記区分(家屋敷等)に該当しない場合は、番号に○を付け「4」の場合は理由をご記入ください。

該当しない理由	1 他人を居住させるための目的で建てたアパートである 2 建物の構造上、出入り口、台所、トイレ等共用している寮・下宿である 3 個人事業者が新城市内に設けている独立した倉庫、車庫、資材置場である 4 その他 ()
---------	--

記載内容を確認するために、現地調査や必要書類の提出を依頼することがあります。

留意事項

- 1月1日現在、新城市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所・事業所・家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、新城市役所税務課へご提出ください(郵送可)。
- 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)
- 家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。(例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわしている住宅(実家)などがこれに該当します。)
- この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら新城市役所税務課までお問い合わせください。(電話：代表 0536-23-1111[内線 153]、直通 0536-23-7615)